

序章

児童労働撤廃に動き出す新しいアクター

中村 まり・山形 辰史

要約：

世界の児童労働は、全体として規模が縮小しているものの、青年層の「最悪の形態の労働」はむしろ増加しているといった跛行性が見られる。縮小したとは言え、健康や教育を害するような労働に従事する子ども、最悪の形態の労働に従事する子どもの絶対数は多く、いまだ課題の重要性は大きい。

児童労働撤廃のための取り組み主体（アクター）には広がりが見られるようになっていく。国際機関や NPO に加えて、労働組合、消費者、民間企業の役割は増しており、それらの新しいアクターがどのようにして連携していくべきかが問われている。

キーワード：

児童労働、多くのアクター、ILO138 号条約、ILO182 号条約、最悪の形態の児童労働

はじめに

児童労働という課題は長い歴史を持っているが、極めて現代的な課題でもある。歴史を振り返れば、まずイギリスで、1833 年に制定された工場法によって児童労働が禁止されている。日本でも 1911 年に工場法が制定され、児童労働が禁止された。当然のことながら、法律制定前から児童労働が問題となっており、その撲滅を一つの目的として法律が制定されたのである。つまり、約 200 年にわたって児童労働が問題視されてきたことになる。

このような長い歴史を持つ課題が現代的な重要性も持っている、というのは、就学率が上がって、「教育の妨げになる児童労働」が減ってきた一方で、児童兵士、薬物取引や組織犯罪に荷担させられる子ども、強制労働させられる子どもといったような、いわゆる「最悪の形態」の児童労働に従事せざるを得ない子どもの数は、年齢層によってはむしろ増加している、という事実があるからである。国際労働機関(International Labour Organization: ILO)が 4 年ごとに発表している児童労働に関するレポートの 2010 年版(ILO [2010a])¹に拠

れば、2004 年から 2008 年にかけて世界で、「健康や教育を害する労働」や「最悪の形態の労働」に従事している子どもの数（つまり、いわゆる「児童労働」に従事する子どもの数）は、2 億 2200 万人から 2 億 1500 万人に減少したものの、15 歳から 17 歳までの間で「最悪の形態の労働」に従事している子どもの数は 5200 万人から 6200 万人に増加した。現代社会の変化が、一部の年齢層の子どもに対して新しい形態の児童労働を強めていることが読み取れる。

児童労働に関する研究には膨大な蓄積があり、ILO と世界銀行、国連児童基金(United Nations Children's Fund: UNICEF)およびローマ大学が中心となって運営している Understanding Children's Works のデータベース(<http://www.ucw-project.org/>)が最も詳細なものである。過去 10 年に研究は増加し、2000 年頃から年間出版数は 150 を超えるようになった。2002 年までの調査では、インドをフィールドにした出版が全体の 40% を占め突出していることが報告されている(Fyfe [2007])。

日本語文献では、NPO の活動の経験を元に出版されているものが多い。研究機関による包括的な研究は、国際労働財団編 [1999]があるのみである。国際機関による出版物の日本語訳としては、OECD [2003]と UNICEF の『世界子供白書』の 1997 年版と 2006 年版がある(UNICEF [1997, 2006])。さらに、日本語による児童労働の研究書としては藤野 [1997]があり、児童労働撤廃に向けた対策の包括的な整理としてはアムネスティ・インターナショナル日本 [2008]と香川 [2010]がある。²

第 1 節 児童労働撲滅に向けて活動する様々なアクター

児童労働を減らすために、我々は何をしたらだろうか。日本は多くの製品を開発途上国から輸入しているが、その輸入品の生産に児童労働が関与しているリスクを排除する公的な基準や取り締まりがない状態にある。日本からの政府開発援助にも、児童労働撤廃を前面に掲げている支援は多くない。一方で、一般市民の児童労働撤廃への関心は、フェアトレードや環境問題への意識化に伴い、徐々に高まりつつある。企業も社会貢献への意識を強め、CSR³調達などに児童労働製品の排除などの基準を設ける動きが出てきている。日本は、政府、市民社会、企業といった様々なアクターが協力すれば、児童労働撤廃に大きな貢献ができる立場にあるといえる。本研究は、現在日本で児童労働問題に関わっている様々なアクターからの研究者を集め、市民や企業といった新しいアクターをどのように巻き込んでいき、どのようなアプローチをとればより有効に児童労働撤廃の目標に到達できるのかという、日本のとるべき児童労働撤廃方策を考えていく。

児童労働撤廃への取り組みは ILO を中心に長い歴史がある。ILO や UNICEF といった国際機関は、児童労働撤廃に大きな役割を果たす、代表的なアクターである。

児童労働は、1998 年に ILO が開催した国際労働会議におけるグローバル・マーチというデモンストレーションに、開発途上国で働く多くの子どもたちが参加した時を境に、国際社会の注目を集める開発課題となった。ILO は、後で詳述する児童労働関連条約と勧告を用いて、児童労働に関する基準を設定している。児童労働に関わる条約は二つあり、一つは 1973 年に採択された「就業の最低年齢に関する条約（第 138 号条約）」で、いま一つは、1999 年に採択された「最悪の形態の児童労働の禁止および撤廃のための即時行動に関する条約（第 182 号条約）」である。

また ILO は、各国で児童労働問題に取り組むための能力強化を支援すべく、技術協力も行っている。これは児童労働根絶国際計画 (International Programme on the Elimination of Child Labour : 以下、IPEC と略) と呼ばれるもので、世界約 90 カ国において、児童労働に取り組む法や政策の枠組み策定支援といった政策レベルの活動から児童労働の予防や働く子どもの救済に向けた事業計画などを展開している。また、危険な労働、商業的性的搾取、人身取引、奴隷労働といった最悪の形態の児童労働については 2016 年までの全廃を目指した世界行動計画に取り組んでいる。

さらに ILO は、児童労働撤廃の意義を検証するための研究も行っている (ILO [2004])。この研究は、子どもへの投資の費用便益を推定するもので、児童労働の撤廃は人道的見地からのみならず経済的にも合理的な選択であることを結論づけている。この研究は、子どもへの教育投資は全地球的規模で見ても便益が費用を上回る、投資効果の高い事業であり、他の開発課題と比べても長期的投資の負担は少ないとしている。問題なのは、児童労働撤廃による便益が数十年の間に徐々に発生するのに対して、費用は初期に一度に払わなければならないという点が対照的である。したがって、その投資を負担する開発途上国の政府に対して、先進国や国際機関が援助を行う意義がある。

国際機関と並ぶ伝統的なアクターとして挙げられるのは NGO である。NGO は模範的なプロジェクトをパイロット的に実施することに強みを持っており、その結果を用いてアドボカシーを行う役割も担っている。児童労働に関して具体的に NGO が行っている活動の例として挙げられるのは、ILO-IPEC 等の実施主体となって開発途上国政府や地方自治体に対して行う技術協力、タイ・ミャンマー・カンボジアで子どもの人身売買被害者に対して子どもの権利について教える啓発活動、インドのオーガニックコットン生産やガーナのカカオ生産における児童労働を撤廃するためのアドボカシー活動が知られている。

さて、国際機関と類似の役割を果たしているアクターが、労働組合とその連合体である。前述の ILO-IPEC の一環として、日本労働組合総連合会（連合）は、1998 年から 2000 年にかけて「フィリピンに児童労働と観光産業」の実態調査を行った。また、「教育、芸術およびメディアを通じた児童の権利支援プログラム (Supporting Children's Rights through Education, the Arts and the Media: SCREAM)」を実施し、学校の授業の教

材をネパール、カンボジア、インドネシアにおいて現地語に翻訳して教材を提供している。

近年重要性が増しているのが、消費者というアクターである。フェアトレードに対する市民の関心の高まりからもわかるように、欧米諸国に遅れてはいるものの、日本でも消費者の間に、責任ある消費行動を取ろうという気運が高まりつつある。そうした階層は児童労働の問題にも関心を寄せており、児童労働反対世界デーのイベントや映画上映会の参加者は増加している。

こうした消費者の意識の高まりを受け、企業の行動も変化している。環境や社会的配慮の一部として、明確に児童労働製品の排除をうたうことや、商品の調達元である開発途上国の企業において児童労働はないかどうかを検査することなどが求められている。このようなチェック体制が確立されなければ、グローバル化した経済の中で、低価格をセールス・ポイントとする開発途上国企業の生産現場に、児童労働が組み入れられ固定化してしまう危険性もある。

OECD 多国籍企業行動指針は、多国籍企業に対して「最悪の形態の児童労働に関する ILO182 号条約」に従い、児童労働の効果的な廃絶に貢献するよう勧告している。また倫理に関する世界基準(SA8000)や国連のグローバル・コンパクトを通じて、児童労働に反対する企業の社会的責任を促進が計られている。このように今や、企業も児童労働廃絶のための重要なアクターと見なされているのである。

本研究プロジェクトにおいては、上記のアクターが、それぞれどのような行動を取ることによって児童労働を撲滅することに貢献できるかを検討する。より具体的には、他の先進国が行ってきた児童労働撤廃策を十分に検証し、どのような点を、日本の様々なアクターが活かせるのかを検討する。例えば、アメリカでは児童労働禁止の取り組みを貿易ルールに取り入れ、関税法により児童労働に関わった製品は輸入禁止の対象となっている。さらには、連邦政府機関が使用する商品の調達に関して、児童労働や強制労働で生産されたものを排除するという内容の大統領令も出されている。またオランダでは、子どもたちへの開発教育の充実という目的で、子どもに政策勧告書を作成させ、それに基づいて、ストリートチルドレン対策を実行する NGO へ補助金が支給されたという例もある。こうした先進国の事例がそのまま日本に応用できるわけではなからうが、大いに参考になると考えられる。

従来日本は、日本政府が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて様々な児童労働対策プロジェクトを支援している。例えばセネガルにおいて、同国政府との協力の下、ILO 及び UNICEF が実施している「セネガルにおけるリスクにさらされた児童のための ILO-UNICEF 共同プログラム」は、人間の安全保障基金を活用している。このプログラムは、子どもたちを児童労働から解放し、教育、職業訓練及び保健サービスを提供するという成果を上げてきた。また日本は国際協力の一環として、東南ア

アジア各国の警察・司法当局者等との意見交換を通じて、児童の商業的性的搾取事犯にかかる捜査協力の拡充を行っている。そして巻き込まれた子どもには、保護とエンパワーメントプログラムを通じて、児童の性的搾取・人身売買に対抗する能力を与えようとしている。このような既存の形の児童労働撲滅のための努力に加え、日本が行う通常の農村開発、保健衛生、教育支援のプロジェクトに児童労働撤廃の要素を取り入れることで、より広範囲に児童労働問題に取り組むことができるはずである。

前述のアクター達が日本でどのような取り組みを展開できるのかを考察するために、援助機関、NGO、消費者、企業を取り上げ、それぞれのアクターの児童労働撤廃に向けた現在の関与の方法や実行の度合いを検証していく。

本書は 2 年間の研究プロジェクトの中間報告として作成されたものである。この 1 年間では、児童労働を取り巻く枠組みの整理と、各アクターの現状調査を行った。2 年目はその成果に基づいて新しいアクター同士が連携をどのように取っていくのかをさらに掘り下げて行きたい。

第 2 節 児童労働の 2 つの定義と対策

児童労働の撲滅に取り組むに際しては、対象の「児童労働」を明確に把握する必要がある。なぜなら、撲滅すべき児童労働の範囲を明確にして初めて、児童労働を撲滅する方法についての議論が可能になるからである。

児童労働はその性格上、不払い労働、家内労働を重要な一部として含んでおり、企業において賃金支払いを受けることを想定する労働法上の「労働」概念で捉えることは困難である。したがって、「児童」と「労働」の定義から、「撲滅の対象とすべき児童労働」の定義を導くことはできない。

撲滅を目標において児童労働の範囲を定義している公的機関として国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) がある。ILO は 2 つの条約の中で、国際的に禁止すべき児童労働を定義している。本節では ILO の条約において指定されている「禁止すべき児童労働」の定義を確認し、それを参照しながら、本書で撲滅の対象として想定する児童労働の範囲を定めることとする。そのうえで、定めた範囲の児童労働を撲滅するための対策のタイプを整理する。

1. 児童労働の定義

児童労働は、言葉通り解釈すれば、「児童」による「労働」を意味する。このうち「児童」の定義は年齢に基づいてなされ、それ以上の複雑さは見られない。後述のようにいくつか

の条約が年齢によって「子ども」を定義している。これに対して労働の定義は、法律からは与えられない。労働法は労働者を定義するが、労働を定義してはいない。労働の定義を与えているのは経済学である。ジェボンズに拠れば労働とは、何らかの目的のために堪え忍ばれた精神ないしは肉体の活動、であるとされる（Jevons [1871]、猪木[1987: 197-206]）。また、マルクス経済学における労働とは、自己の生存／再生産に必要な外界への働きかけ、とされる（中川[1979]）⁴。いずれの場合も、「活動」や「働きかけ」の内容は特定されていない。したがって、年齢に依拠した児童概念と上記の労働概念を組み合わせると、一定年齢以下の人間が行う、（自己再生産のような）目的を持った労苦は、全て児童労働と見なされることになる。

しかしこのような広義の児童労働は、撲滅の対象となる児童労働に比べて明らかに広い概念である。子どもでも「目的を持った労苦」を実行することは稀ではなく、それは学校で、または家庭でも、悲惨さを伴わずに、しばしばなされている。それらも撲滅の対象とするのは、明らかに趣旨にかなっていない。ではどのような「児童労働」を撲滅の対象として定義すべきなのだろうか。

この問に対する手がかりは、労働を司る国連機関である国際労働機関(ILO)の条約から得られる。2つのILO条約が児童労働の禁止を謳っている。その第一は、1973年にILOが採択した「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」であり（以下、138号条約と略）、今ひとつは、1999年に採択された「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）」である（同、182号条約）。これらのうち、禁止の対象となる児童労働を定義している条文を表1、2に示す。

138号条約の第二条の1は、就業が認められない児童の最低年齢を、この条約で定めることを示している。ただし、それに（第四条から第八条に定める）いくつかの例外を認めることを、但し書きとして加えている。第二条の3は、（例外として認める場合を除き）最低年齢を15歳、および各国が独自に定める義務教育終了年齢より下回ってはならない、としている。

第二条の3の例外として挙げられているのは、開発途上国（条約の表現では「経済及び教育施設が十分に発達していない加盟国」：第二条の4）における労働、教育・訓練のために行われる労働（第六条）、演劇の子役（第八条）、および「軽易な労働」（13歳以上15歳未満）：第七条）である。「軽易」であることの意味は、健康、教育、訓練に差し支えがないこと（表1）とされている。開発途上国においては、13歳以上15歳未満という年齢条件が、12歳以上14歳未満に引き下げられている。

これらの条項から読み取れることは、(1)演劇の子役といった特例を除き、12歳未満の子どもの労働は禁止されていること、(2)健康や教育に支障のない「軽易な労働」は、開発途上国において12歳以上の子どもに対して容認されていること、(3)健康や教育に支障を来すような労働を15歳未満の子どもにさせることは禁止されていること、の3点である。

138 号条約を補完する形で、1999 年に 182 号条約が採択されている。この条約は、138 号条約の対象範囲より 3 歳年上の 18 歳未満の子どもを対象にし、15 歳以上 18 歳未満という比較的年かさの子どもであっても、「最悪の形態」と見なされるような労働については、これを禁止するものである。これにより、比較的年長の子どもの対しても、仕事の中味によっては「児童労働」という概念を適用し、禁止することが国際的に合意されたことになる。

138 号条約が、年齢と「健康、教育への支障」を基準として、禁止すべき児童労働を定義しているのに対し、182 号条約は、子どもが従事する仕事の内容に拠って、禁止すべき「最悪の形態」の児童労働を定義している。具体的には、奴隷的扱い（例：人身売買、債務奴隷、児童兵士、強制労働）、性的搾取（例：売春、ポルノ）、不正活動（例：薬物の生産、取引）および、その他子どもの健康、安全もしくは道徳を害する労働、が挙げられている。

138 号条約、182 号条約において禁止されている児童労働は、図 1 のように整理される⁵。年齢区分により、禁止されるべき児童労働の意味合いが異なっていることが分かる。大別すれば、15 歳未満（開発途上国の場合には 14 歳）の子どもの従事する「健康や教育に支障が生じる労働」と、18 歳未満の子どもの従事する「最悪の形態の労働」が、ILO の 2 つの条約に基づいて禁止されている児童労働である。

本書でもこの定義を踏襲し、「健康や教育を害する労働」と「最悪の形態の労働」を児童労働の 2 形態として分析の対象とする。この二つの形態の特質を両方有する児童労働も多数存在しよう。しかし本書では、これらの児童労働の撲滅のための対策を分析するため、この二つの形態を分けて論じることとする。というのは、それぞれの形態によって、撲滅のために取るべき対策が異なる場合があるからである。便宜的に、「健康や教育を害する労働」を 138 号児童労働、「最悪の形態の労働」を 182 号児童労働と呼ぶこととする。次項でこれら二つの形態の児童労働撲滅のための対策を論じる。

2. 児童労働撲滅のための対策

前項で行った児童労働の定義と分類を念頭に置きつつ、ここでは上で論じた二つの形態の児童労働を減らしていくための対策について論じる。対策には二つのレベルがある。一つは児童労働減少のメカニズムに着目するもので、いま一つは、先進国政府や国際社会、NGO や企業等々が、そのメカニズムを機能させるために何ができるか、という点に着目するものである。これらを以下、順を追って整理する。

（1）児童労働を減少させるメカニズム

児童労働を減らすためには大別して二つの方法がある。それは対象となる子どもを問題となっている職場から引き離すという方法と、子どもが行っている労働の問題性を解消す

るという方法である。「問題性を解消する」とは、138 号児童労働の場合には、健康や教育に関する支障を取り除くことで、子どもの労働を「軽易な労働」へと転換することを意味する（ただしこれは、開発途上国では 12 歳以上 14 歳未満、その他の国では 13 歳以上 15 歳未満の子どもにのみ該当する）。182 号児童労働の場合には、具体的に「最悪の形態の児童労働」として例示されている奴隷労働、性的搾取、児童兵士、薬物に関わる労働は、職そのものが最悪の形態なので、その職場から子どもを引き離すしか他に手段がないように思われる。ただし 182 号児童労働には、例示された種類の労働に加えて、「健康、安全もしくは道徳を害する労働」が含まれている。この後者のタイプの意味での「最悪な形態」の児童労働については、健康、安全、道徳上の改善により、従事している仕事の最悪性を減じることで、禁止されるべき児童労働を減らすことが、児童労働撲滅策となりうる。

このような観点から、児童労働対策のいくつかの選択肢を整理してみよう。第一に取り上げるのは、子どもを問題のある職場から引き離すための対策である。これには法に基づいた強制的かつ直接的な手段と、児童労働を需要したり供給したりする経済主体の自発的意志決定の前提となる環境を変えろという間接的な手段がある。

(a) 法的規制と履行強制

この手段は、ILO138 号条約や 182 号条約の締結、加盟国の増大、条約に基づく加盟国国内法の改正、そして警察・司法機能を活用した、その国内法の履行強制により、違法な児童労働を行っている雇用主を摘発して、子どもを解放するという一連の作業から成っている。言うまでもなく、開発途上国は条約加盟、国内法改正、履行強制の全ての局面で困難を負っていることに留意しなければならない。

(b) 児童労働需要の削減

子どもを雇用する雇用主は、ある政策環境の下では自ら児童労働を減らそうとする。例えば、その主要な顧客が児童労働を用いて生産された商品を購入することを好まず、その顧客が何らかの手段を用いて、生産者が児童労働を用いているかどうかを観察可能な場合である。このような場合には、生産者が自発的に児童労働需要を減らす可能性がある。ただしその際、その職場で働き続けたいと思っている子どもが仮にいたとしたら、その子どもが雇用機会を失ったり、賃金や労働条件が切り下げられてしまう可能性も残ることに注意が必要である。

(c) 児童労働供給の削減

一方、労働供給の方を減らすというアプローチもあり得る。教育に代表されるような、労働と競合する時間の使い方があり、その時間の使い方が（長い目で見て）十分生産的であったり、価値の高いものであったりすれば、子ども自身が働きに出ることを止めたり、

その家族が子どもを働かせるのを止めたりすることとなる。具体的には、子どもが教育を受けるための費用を低下させたり、教育の（私的）収益率⁶を高めることによって、教育投資⁷需要が高まり、それによって子ども本人やその家族が児童労働供給を減らすメカニズムが作用しうる。子どもを働きに出すことの多い地域において、収入向上プロジェクト等を行い、子どもを働かせる必要性を低める、また、子どもが教育を受ける権利、および子どもに教育を施す責任を親に自覚させる、といった方策が実際に試みられている。

(d) 教育の拡充

教育の拡充は児童労働撲滅のためにいま一つの役割を有している。それは、教育の機会を増やすことで、たとえ子どもが労働を続けたままであっても、「教育を害する労働」を「軽易な労働」へと転換することである。これによって、禁止の対象となる児童労働を減らすことである。明治時代の日本では、企業が若年労働者のための学校を設けることがあった（猪木[1996: 64-66]、細井[1954: 230-267]、横山[1949: 209-225]）。健康や安全、道徳に害にならない職であれば、教育を充実させることが、大きな改善策となり得る。

(e) 労働環境改善

同様に、健康や安全、道徳に害するような労働環境を改善することができたとしたならば、子どもが雇用機会を失わずに、「最悪の形態」を脱したり、労働を「軽易」なものへと転換することができる場合がある。奴隷労働や性的搾取のように、職そのものが最悪の形態で、労働環境改善によって最悪性が減じられないタイプの職もあろうが、職によっては環境改善が問題性を十分薄められることがある。

(f) 児童労働撲滅の範囲を超える児童労働対策

これまで論じてきた諸策は、禁止の対象となるような児童労働を減らすためのものであった。しかし児童労働対策全体は児童労働を減らすことだけに限定されるわけではない。例えば児童労働に従事した子どもの保護やアフター・ケアも重要である。そのためのシェルターの設立・運営、カウンセリング、リハビリテーションが大きな意味を持つ。

（２）先進国の関与のあり方

これら 6 つの児童労働対策として、国際機関や先進国の政府や NGO、民間企業等は既にいくつかの対処を試みている。現在まで採用されている対処法を以下に整理する。

①技術協力

前述のように、児童労働問題を任務の中心課題の一つとして取り組んでいる国連機関は ILO である。ILO は ILO 条約の締結や加盟促進に加えて、児童労働撤廃国際計画

(International Programme on the Elimination of Child Labour: IPEC と略) と称する技術協力プログラム⁸を実施している。これは主として、138 号、182 号条約と整合的な国内法整備、核開発途上国の行動計画の策定、児童労働に関するデータ収集等、のための技術協力を内容としている。児童労働撲滅メカニズムとの関連で言えば、上記の「(a)法的規制と履行強制」が直接の働きかけ対象となり、「(e)労働環境改善」、「(f)児童労働撲滅の範囲を超える児童労働対策」の内容も技術移転の対象となる。これは主として国際機関が担っている。

②児童労働で生産された商品の不買運動、および児童労働が用いられていないと認められた商品の販売促進

これは上記の児童労働撲滅メカニズムの「(b)児童労働需要の削減」に対応した対策で、主体は児童労働を用いて生産される商品を大口で購入する先進国の消費者団体や小売企業とその組合である。生産工程に関する情報公開が進んでいくにつれて、この対策の実現可能性と有効性が高まっている。

③教育開発

教育の普及は、子どもや親の教育にかかる費用を下げたり、教育の収益率を上げたりすることを通じて、児童労働供給を低下させるという側面と、例え労働を続けながらも子どもが教育を受けられれば、児童労働の問題性が下がり、「軽易な労働」に転換しやすくなるという側面の 2 つを併せ持っている。上記の児童労働撲滅メカニズムとの関連で言えば、前者が「(c)児童労働供給の削減」に作用し、後者が「(d)教育の拡充」で述べた作用をもたらす。

国連機関としては、「万人のための教育(Education for All)」運動⁹として国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO と略) が推進しており、他機関も協力している。また、先進国政府は国際機関への出資に加えて二国間援助という形で教育開発に貢献している。さらにいくつかの国際 NGO は教育支援プロジェクトを実施している。

④間接支援

上記①～③の活動の間接支援として資金援助やアドボカシー活動（調査・研究、意見の主張、広告・宣伝）がある。資金援助は、先進国政府から国際機関や NGO に向かう流れが顕著であるが、国際機関から NGO、民間財団から様々な実施団体へ、といったような多様な流れがある。アドボカシー活動は NGO が行っているほか、①～③のような事業を行っている団体が、その事業の説明の一環として、広く行っている。

本書は、先進国の政府や NGO、消費者団体、企業といったような諸アクターが、上記の

①～④のような活動を担い、児童労働を撲滅するために尽くしている現状を紹介する。

第3節 本書の構成

本書は以下のように構成される。第1部は「構造・枠組み」と題して、児童労働に対処するための枠組みや、児童労働をもたらす全体状況を把握するための章を配置した。第1章「児童労働とライツ・ベース・アプローチ」（甲斐田万智子）は、子どもの権利の確立と、子どもを取り巻く人々に対して「子どもの権利」を擁護する責任を求めていくライツベースアプローチについて述べる。その上で、同アプローチの具体例として、ベトナム国境に近いカンボジアで実施されているプロジェクトの様子を紹介する。

第2章「日本の児童労働—歴史に見る児童労働の経済メカニズム—」（藤野敦子）は、長い年月をかけて児童労働を撤廃した日本の経験を振り返ることにより、現代の開発途上国への含意を得ようと試みる。1911年制定の工場法によって新規の児童労働を抑制することはできたものの、それによって既存の児童労働を大きく減らすことはできず、結局児童労働撤廃は、経済成長と教育の普及に待たなければならなかったことが結論づけられている。さらに、日本の過去の児童労働は女子が中心だったので、女性の人権、ジェンダー平等意識を向上させることの意義が強調されている。

第2部は、児童労働撤廃を進める様々なアクターの取り組みの現状を追う。第3章「児童労働撤廃に向けての国際機関の役割—公正な価値実現への多様なアプローチ—」（堀内光子）は、児童労働撤廃のために国際機関が実施している取り組みについて説明している。国際機関の中でも最も精力的に児童労働撤廃へ向けて取り組んでいるのは国際労働機構(International Labour Organization: ILO)である。ILOは児童労働を禁止するための条約の制定、その条約に沿った形で国内法や制度を確立するための技術移転、そしてそれらの法制度の履行強制・監視の役割を担っている。また他の国際機関も、（児童労働を用いて生産された商品の）貿易規制や教育の普及、人身売買の規制といった手段を講じて、児童労働撤廃に寄与している。

第4章は「児童労働根絶に対する二国間協力」（入柿秀俊）と題し、先進国が二国間協力という形でどのような児童労働撤廃支援を行っているかをまとめている。最も組織的に行っているのはアメリカであり、通常の一国間援助の担い手である国際開発庁(USAID)ではなく、労働省が中心となっていることが特筆される。日本による二国間援助としての児童労働対策は、いくつかの援助案件の中の一部の目標として取り上げられるに留まっている。「人間の安全保障」を重要な視点として掲げる日本は、児童労働をその「視点」の重要な一部として取り上げることの妥当性が十分にある。

第5章と第6章は、児童労働を用いた商品の取引を抑制するための、市民社会や企

業の動きについてまとめている。第 5 章は「児童労働と市場—消費者と企業の責任—」（北澤肯）と題し、児童労働を用いる商品取引に関する、消費者や企業の需要・供給行動に影響を与えようと試みる、市民社会の動きをまとめる。消費者へ向けた取り組みとしては、認証制度を利用するタイプとキャンペーン・アドボカシーを利用するタイプがあることが興味深い。一転して第 6 章「企業の CSR と児童労働」（中村まり）は、先進国と開発途上国において、児童労働を使う側の企業の対応に焦点を当てている。開発途上国企業は直接的に、そして先進国企業は間接的に（つまり下請に出した先の開発途上国企業が児童労働を雇用する形で）、児童労働に関与する可能性がある。先進国企業は国際的イニシアティブや国際規格を通じて、児童労働の雇用を抑制している。また開発途上国企業の中にも、消費者の意識の高まりを受けて、自らが、児童労働を用いていないことを宣言して認証を得る動きが見られる。本章では、インドの絨毯の産地において、児童労働を用いない絨毯の生産を奨励するジャイプール・ラグズというブランドを持つ、新しいビジネス・モデルを紹介する。

最後に第 7 章は「ガーナ・カカオ産業の児童労働への取り組み—ステークホルダー連携の意義と NGO の役割—」（白木朋子）は、日本ではほぼ唯一、児童労働撤廃を中心目的に据えて活動する NGO である特定非営利活動法人 ACE の取り組みを紹介する。ACE は、ガーナのカカオ栽培、インドの綿花栽培といった、世界でも児童労働の発生率の高い経済活動に焦点を当て、主要生産地域での児童労働撤廃に取り組んでいる。本章では、ガーナのカカオ産業に焦点を絞り、世界のカカオ産業の現状、ガーナにおける政府や市民社会の取り組み、および ACE の活動をまとめている。

おわりに

社会の歪みのしわ寄せを、子どもに向けてはならない。貧困削減の進行と共に、世界全体としての児童労働は徐々に減っているものの、子どもの権利侵害がむしろ悪化している地域が残っている。

この古くて新しい問題に、伝統的なアクターと新しいアクターが取り組んでいる。伝統的なアクターとは、ILO に代表される国際機関と NGO であり、新しいアクターとは企業やその顧客となる消費者である。これらのアクターが現在それぞれどのようにして児童労働撤廃に取り組んでいるか、そしてそれらがどのような方針に基づいているか、といった点を、本書では取り上げた。本書はこれらの課題に取り組む 2 年間の研究プロジェクトの中間報告である。もう 1 年、これらの課題を追求し、その結果を広く読者に問うこととなる。

注

¹ 特定非営利活動法人 ACE はこのレポートの解説をワーキング・ペーパーとして出版している(ACE [2010])。また、International Labour Organization and Ministry of Social Affairs and Employment of the Netherlands [2010]はこのレポートの発表に時期を合わせた国際会議の記録である。また 2004 年データは ILO [2006]に拠っている。

² アジア経済研究所の児童労働研究としては、*The Developing Economies*, Vol. 44, No. 3 に special issue として出版された、インドのアンドラプラデシュ州での家計調査に基づいた成果が発表されている。結論として、法律などによる児童労働の禁止の効果に疑問を提示している。

³ Corporate Social Responsibility の省略形。「企業の社会的責任」と訳される。

⁴ これに類する表現がマルクスの『経済学・哲学手稿』に見られる。例えば「労働が実行される諸対象なしには労働は生きることができないという意味において、自然は労働に生活手段を提供するように、他方また自然は、より狭い意味における生活手段をも提供する、すなわち労働者自身の肉体的生存の手段をである。」(マルクス[1963: 100])、「というのは、第一に、人間にとって労働、生活活動、生産的生活そのものが、ただ、ある要求の、つまり肉体的生存維持の要求の、充足のための手段として現れるにすぎないからである。」(マルクス[1963: 106]) といったくだりである。

⁵ ILO 駐日事務所のホームページ(<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/introduction/index.htm>)には、異なった表現の仕方のまとめが掲載されている。

⁶ 教育への投資は、その社会的収益率が高くとも、それが私的収益率として教育を受けた個人に十分還元されない場合がある。経済学的には、この社会的収益率と私的収益率の乖離を外部性と呼ぶ。個人への教育の結果として社会全体に対して生じているプラスの効果に応じた報酬を個人（ひいてはその家族に利益が及ぶ）に与えることによって教育の需要は高まるはずである。

⁷ ここでの「投資」は、時間を将来の所得増のために用いることを指している。

⁸ IPEC については ILO [2010b]および ILO 本部や ILO 駐日事務所の児童労働サイトを参照のこと(<http://www.ilo.org/ipecc/programme/lang--en/index.htm>; <http://ilo-mirror.library.cornell.edu/public/japanese/region/asro/tokyo/ipecc/ilo/ipecc/01.htm>)。

⁹ 「万人への教育」については、UNESCO のページ(<http://www.unesco.org/new/en/education/themes/leading-the-international-agenda/education-for-all/>)を参照。

[参考文献]

<日本語文献>

- ACE [2010]『児童労働の撤廃に向けた課題と日本ができること 2010 年 ILO グローバルレポートを読み解く』(ACE ワーキングペーパー No. 3) ACE
- アムネスティ・インターナショナル日本編 [2008]『働かされる子どもたち 児童労働』(世界の子どもたちは今 2) リブリオ出版
- 猪木武徳 [1987]『経済思想』岩波書店
- 猪木武徳 [1996]『学校と工場 日本の人的資源』読売新聞社
- 香川孝三 [2010]『グローバル化の中のアジアの児童労働 国際競争にさらされる子どもの人権』明石書店
- 国際労働財団編『研究・児童労働：JILAF 国際労働問題研究会報告より』国際労働財団
- 中川弘 [1979]「労働」(経済学辞典編集委員会編『大月経済学辞典』大月書店) 918 ページ。
- 藤野敦子 [1997]『発展途上国の児童労働：子だくさんは結果なのか原因なのか』明石書店
- 細井和喜蔵 [1954]『女工哀史』(岩波文庫版、岩波書店：原著は 1925 年、改造社)
- マルクス、カール [1963]『経済学・哲学手稿』大月書店(原典は 1844 年執筆とされる。マルクス＝レーニン主義研究所編集)
- 横山源之助 [1949]『日本の下層社会』(岩波文庫版、岩波書店：原著は 1899 年、教文館)。

<英語文献>

- Alec Fyfe, Alec [2007] *The Worldwide Movement against Child Labour: Progress and Future Directions*, Geneva: International Labour Office.
- International Labour Organization (ILO) [2004] *Investing in Every Child: An Economic Study of the Costs and Benefits of Eliminating Child Labour*, Geneva: ILO.
- International Labour Organization (ILO) [2006] *The End of Child Labour: Within Reach*, Geneva: ILO.
- International Labour Organization (ILO) [2010a] *Accelerating Action against Child Labour, Global Report under the Follow-up to the ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work*, Geneva: ILO (<http://www.ilo.org/ipecinfo/product/viewProduct.do?productId=13853>).

International Labour Organization (ILO) [2010b] *International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC): What it is and what it does*, Geneva: ILO (<http://www.ilo.org/ipecinfor/product/download.do?type=document&id=13334>).

International Labour Organization and Ministry of Social Affairs and Employment of the Netherlands [2010] *The Hague Global Child Labour Conference 2010: Towards a World without Child Labour, Mapping the Road to 2016*, Conference Report at The Hague, the Netherlands, May 10-11, 2010, Geneva and The Hague: ILO and Ministry of Social Affairs and Employment (<http://www.ilo.org/ipecinfor/product/viewProduct.do?productId=14575>).

Jevons, William Stanley [1871] *The Theory of Political Economy*, London and New York: Macmillan and Co. (小泉信三, 寺尾琢磨, 永田清訳 ; 寺尾琢磨改訳『経済学の理論』日本経済評論社 1981 年)

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) [2003] *Combating Child Labour: A Review of Policies*, Paris: OECD (豊田英子訳『世界の児童労働 実態と根絶のための取り組み』明石書店 2005 年) .

United Nations Children's Fund [1997] *The State of World Children: Child Labour*,

United Nations Children's Fund [2006] *The State of the World's Children 2006: Excluded and Invisible*,

表 1 ILO138 号条約中の児童労働の定義に関わる条項

第二条

1 この条約を批准する加盟国は、その批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。この最低年齢に達していない者については、第四条から第八条までの規定が適用される場合を除くほか、いかなる職業における就業も認められない。

2 (略)

3 1 の規定に従って明示する最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも十五歳を下回ってはならない。

4 3 の規定にかかわらず、経済及び教育施設が十分に発達していない加盟国は、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、当初は最低年齢を十四歳と明示することができる。

(以下、略)

第七条

1 次の要件を満たす軽易な労働については、国内法令において、十三歳以上十五歳未満の者による就業を認める旨を定めることができる。

(a) これらの者の健康又は発達に有害となるおそれがないこと。

(b) これらの者の登校若しくは権限のある機関が認めた職業指導若しくは訓練課程への参加又はこれらの者による教育、職業指導若しくは訓練内容の習得を妨げるものでないこと。

2 (略)

3 (略)

4 第二条 4 の規定を適用する加盟国は、その適用を継続する間、1 の規定中、「十三歳以上十五歳未満」とあるのは「十二歳以上十四歳未満」とし、(中略) 適用することができる。

(出所) ILO 駐日事務所による第 138 号条約の翻訳 (<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c138.htm>)。英語原文は ILO のホームページに掲載されている (<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C138>)。

表 2 ILO182 号条約中の児童労働の定義に関わる条項

第二条

この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

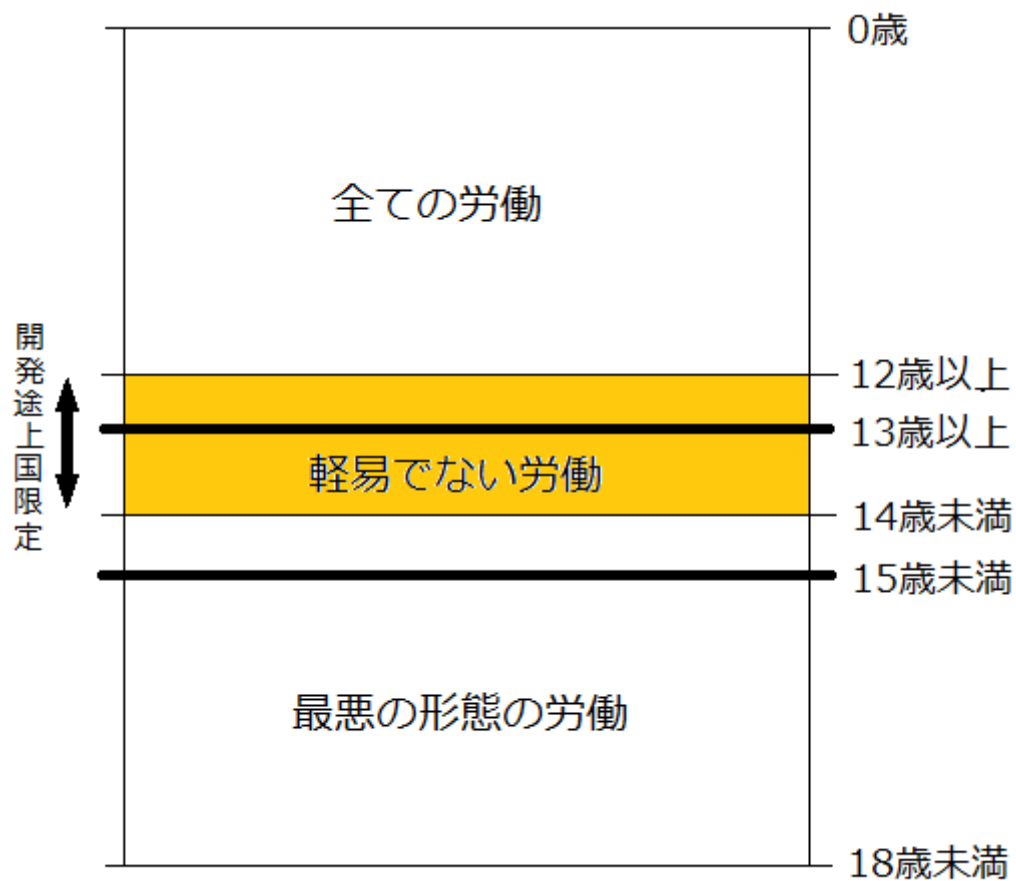
第三条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行。
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務。

（出所）ILO 駐日事務所による第 138 号条約の翻訳 (<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/c182.htm>)。英語原文は ILO のホームページに掲載されている(<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C182>)。

図 1 ILO138 号・182 号条約で禁止の対象となる児童労働



(注) 開発途上国においては、12 歳以上 14 歳未満の子どもの「軽易でない労働」が禁止の対象となる。それ以外の国においては、この禁止の対象年齢が 13 歳以上 15 未満となっている。